

# 曲 農 業 委 員 会 だ よ り

発行・編集/上士幌町農業委員会

発行日/平成 27 年 8 月 25 日

第 38 号



全国農業新聞を  
購読しましょう!



毎週金曜発行  
月 700円

●お申込みは、お近くの農業委員または  
農業委員会事務局へ

## 紙面あんない

- ★ 農地のあっせん ..... 2
- ★ 住宅や施設を建てようとする前に! ..... 3
- ★ 農地の賃借料情報 ..... 3
- ★ 農業委員道内視察研修報告 ..... 4
- ★ 家族経営協定の締結 ..... 5
- ★ 農業者年金 ..... 5
- ★ 農業後継者対策推進協議会の本年度の取組み ..... 6
- ★ 活動日記・編集後記 ..... 6

## 農地のあっせん

農業委員会では毎年十数件の農地の権利移動(売買)を取り扱っています。

農地のあっせんは、農地法や本町の農地移動適正化あっせん基準等に基づいて適切に進めています。

### 配分決定までの流れ

農家の皆様から農地のあっせん申出を受理した後、農業委員会において申出地の現地調査を行い、農地価格を算定します。地権者からの了解を得た後には、適正な地区に一定期間の公募を行い、取得希望者からの申出を募ります。

配分者は、あっせん基準等に基づいて農業委員会において慎重に審議して決定します。

### 農地保有合理化事業

農地保有合理化事業は、農業経営の規模拡大や農地の集団化等を促進することを目的に農業経営基盤強化促進法に基づき北海道農業公社等が実施するものです。

農地保有合理化事業の買入協議制度の参加者(出し手)は所得税・住民税から一五〇〇万円の税額控除を受けることができます。受け手側は、五

年又は一〇年の賃貸の後に北海道農業公社等から農地が売り渡されますので農地代金の資金計画を立てやすい等のメリットがあります。

### 農地あっせんの留意点

農地のあっせんを希望される場合は次の点にご留意ください。

(一) 売買を希望する農地に畑作物が作付されている場合は、農地の評価ができないため、収穫後にあっせんを進めます。

(二) 冬季積雪期においては、農地の評価ができないため、積雪前に現地調査を実施するなど、作物の生育前にあっせんを進めま

す。その他、農地の売買や賃貸借等の利用権設定に関しては、農業委員会にお問い合わせください。



農地委員会現地調査

## 農地パトロールとヤミ小作

● 農地法の規定により毎年一回、町内全域の農地利用状況を調査することが義務付けられています。

● 毎年、農業委員会では農地パトロールを実施していますが、今年度についても一月にパトロールを行い、町内の農地の状況を調査する予定です。

● 農地法や農業経営基盤強化促進法などによらない農地の貸借、権利の移動、いわゆるヤミ小作は、貸し手と借り手の互いの承諾だけのため、法律による保護を受けない契約です。そのため、長期に渡り貸し借りしたり、世代交代する際にトラブルの原因となりかねません。また、ヤミ小作されている農地の面積は、農業委員会の台帳には反映されませんので、正確な耕作面積を把握できなくなってしまう

● 農地法違反にもなりますので、農地の賃貸借は、必ず法的な手続きをしましょう。

## 農業生産法人報告書の提出をお願いします

農地法第6条第1項の規定により、農業生産法人であって農地を所有若しくは法人以外の農地をその法人の耕作、養畜の事業に利用している場合は、毎年、事業の内容・構成員・役員の状況等法人の概要について農業委員会に報告しなければならないこととされています。

農業委員会から既に依頼した報告書の様式を参考に必要事項を記載の上、必ずご提出をお願いします。

- 提出期限：各法人の毎事業年度終了後3か月以内
- 提出先：農業委員会事務局
- 添付書類：定款、社員名簿の写し  
(新規設立又は内容に変更がある場合)

### 《罰則規定》

農地法では、報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、30万円以下の過料に処することとされています。(農地法第68条)

## 山本弘一氏 農業委員に選任

町議会議員の改選に伴い、本年4月30日付けで渡部信一氏が農業委員を辞任したことにより、議会推薦の学識経験者として新たに山本弘一氏が農業委員に選任され、5月25日に辞令が交付されました。



辞令を受ける山本弘一氏(右)

住宅や施設を建てようと思ったら

◎住宅を新築したい  
◎農業用施設を建設したい



まず農林課と農業委員会にご相談ください。  
自分や家族名義の土地に住宅や畜舎・倉庫などの農業用施設の建設準備を進めていたが、その土地が農地であったために関係する法手続きを終えるまで着工できないという

事例が多くあります。

農振法（農林課へ）

建設地が農業振興地域整備計画の農用地区域に含まれている場合、用途変更や除外の申請が必要です。

申請内容によっては、許可までに数か月を要することがあります。

農振法の許可は、農地の転用を申請するためにも必要となりますので、早目に農林課の窓口でご相談ください。

農地の賃借料情報

標準小作料制度の廃止に伴い、農地法第52条の規定により農業委員会から地域の賃借料の参考となる調査結果を公表することになりました。

過去1年間に農地の賃貸借契約で締結(公告)された賃借料データを公表します。

平成26年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料水準(10アール当たり)は、以下のとおりです。

【畑の部】

地域名	最高額	最低額	データ数
上士幌地区	10,000円	5,250円	86
北居辺地区	10,000円	5,000円	113
東居辺地区	10,000円	3,000円	122
北門地区	10,000円	5,500円	40
萩ヶ岡地区	9,500円	2,000円	223
上音更地区	9,000円	5,000円	82
勢多地区	7,000円	6,000円	17

- ・データ数は、集計に用いた筆数である。
- ・金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としている。

農地法（農業委員会へ）

農地は、たとえ自分の土地であっても自由に宅地等に転用することはできません。

転用申請は、許可になるまで最短期間でも二か月程度を要します。また、土地の分筆測量が必要な場合があります。

余裕を持って早目の手続きを進めてください。

◆許可を受けずに転用した場合、罰金があります。

三年以下の懲役又は三〇万円（法人は一億円）以下の罰金

農地情報が公表されます

「農地情報公開システム」がスタートしています

本年4月からインターネット上の地図で農地の所在など一定の情報を確認することができるようになりました。

■公表の経緯

近年、耕作放棄地の解消や遊休農地の利用が大きな課題として全国的に注目を集め、農地情報の積極的活用が求められていました。

このような背景のなか、昨年4月に農地法が改正され、

「農地台帳」の作成と公表が義務付けられることになりました。また、農業委員会の窓口でも農地情報が閲覧できます。

＝ 農地情報公開システムの概要 ＝

- システムの愛称 全国農地ナビ
- アドレ ス <http://www.alis-ac.jp/>
- 公表される内容 地番、地目、面積等
- システム管理者 全国農業会議所

平成二七年度「農の雇用事業」

（次世代経営者育成タイプ）のご案内

全国農業会議所では、農業者等の職員等を次世代の経営者として育成するため、先進的な農業法人や異業種の法人に職員等を派遣して行う現場実践研修（OJT研修）に対して助成を行う「農の雇用事業」（次世代経営者育成タイプ）の募集をしております。

提出された書類は、翌月中に審査・採択をいたします。ただし、申請月に審査・採択を行い、翌月から研修開始できる場合もありますので、個別にご相談ください。

本事業の実施を希望される農業法人等の方は、平成二八年一月二十九日（金）までに北海道農業会議に必要な申請書類を提出してください。

なお、平成二八年一月まで毎月募集を行う予定ですが、予算枠の都合上、採択者数により予定を変更する場合があります。

原則として、毎月月末まで

申請書類の入手等詳しいお問い合わせは、北海道農業会議所まで  
TEL 〇一一二八一一六七六一



# 農業委員道内視察研修報告

七月二一日(火)〜二三日(木)にかけて、農業委員道内視察研修を開催しました。農業委員の道内視察研修は、農業委員自らが広範な知識を習得する機会を設け、今後の農業委員会活動の活性化に寄与することを目的として、農業委員の任期中の三年に一度開催しています。

## Jファーム苦小牧

Jファーム苦小牧は、スマートアグリシステム(高度栽培環境制御システム)によりハウス内の温度、湿度、日射量、二酸化炭素、肥料などを制御し、植物の生育に最適な栽培環境を創り出す最先端の栽培方法)を採用した植物工場で、現在はベビリーフとトマトを栽培しています。

また、ガスエンジンによる電気、熱、二酸化炭素の供給や、建設廃材を利用したバイオマス燃焼ガス浄化システムによる熱、二酸化炭素の供給等、様々なエネルギー利用の最適化を図り、省エネで環境負荷を軽減した栽培を行っています。

現在はベビリーフ棟が一

ヘクター、トマト棟が〇・五ヘクターで、今年の一ヶ月までに第三工場を完成させ、更なる高付加価値品種の栽培を行うていくとのこと。視察では前段担当者からJファーム苦小牧の概要説明を受けた後、ベビリーフ棟とトマト棟を案内していただき、収穫作業を見学させていただきました。



## 北海道農業会議

北海道農業会議では、三本部長から「農業委員会組織・制度改革について」をテーマ

として講義を受けました。現在、参議院で審議中の農業委員会法の改正では、農業委員の公選制は廃止され、推薦、公募に応じた中から市町村長が任命することとなります。

任期は現在と同じ三年ですが、定数は政令に定める基準に従い、町が条例で定めることとなります。

尚、来年の四月一日に在任の農業委員の任期につきましては、任期満了となる平成二九年七月一九日までとなります。

## ヤンマー アグリソリューションセンター

『ヤンマーアグリソリューションセンター』は、最新の農業機械の情報発信や、「土づくり」に対する知識の向上、農機研修の提供など、生産者にとって、これまで以上に役立つサービス提供のための拠点として二〇一四年一月に北海道・江別の地に誕生しました。

シヨールームスペースにはヤンマーの最新農業機械を常設展示。各種の最先端の営農情報やお客の困りごとの相談窓口といった機能だけでなく、ヤンマーが提唱する次世代農



業の体験と最新の農業ソリューション情報を発信する施設となっています。見学では、始めに施設の概要について説明を受けた後、施設内を見学させていただきました。

## 北海道 農業研究センター

北海道農業研究センターは北海道地域における水田作、畑作、酪農の先導的な大規模生産システムの開発、夏季低温で冬季厳寒という環境を克服する研究開発など、地域農業の発展に貢献する試験研究に取り組んでいる研究機関です。

視察研修では、農業研究センターの概要の説明の後、自給濃厚飼料「イアコーン」についての説明を受けました。

「イアコーン」は通常の飼料用トウモロコシと品種や栽培方法は変わらず、収穫時期を遅らせて水分を下げ、実と芯と皮のみを収穫して発酵させるとのこと。

このため栄養価が高く、濃厚飼料を代替できる一方で、円安などで輸入飼料の価格が高騰し、酪農・畜産農家の経営を圧迫する中、コスト削減の可能性を探る研究として進めているそうです。

畑作が盛んな地域の特性を生かし、将来的に畑作農家に生産してもらう耕畜連携も目指しているとのことでした。



# ● 家族経営協定の締結 ●

去る平成二七年三月二五日、金亀亭において、第一七回家族経営協定調印式を開催しました。

● 締結世帯

石川大輔家（二名）

大平勇市家（三名）

泉田吉徳家（四名）

● 立会人

竹中町長

小椋農協組合長

早坂農業委員会会長



H27.3.25調印式

## 家族経営協定とは

家族で円満に農業経営を営み、経営の向上を図るためには、経営方針をはじめ家族一人ひとりの役割や就業条件等を明確にすることが必要です。家族経営協定とは、経営主と配偶者や後継者など家族みんなで経営や暮らしの現状を話し合っ

て就業条件や生活条件をめぐる課題の改善点を明らかにし、その対応方針や経営目標などを文書により取り決めることです。

本町では、累計で五七家族が協定の締結を進めています。締結内容は、状況の変化に合わせて見直しを行い、効果を継続させる必要があります。

## 協定を結ぶメリットは

◎ 認定農業者制度

家族経営協定が結ばれていれば、認定農業者の共同申請が認められ、経営主と共に認定農業者となることができます。

◎ 農業者年金

政策支援加入（保険料に対して国庫補助を受けられる制度）を受けることができます。

◎ 農業改良資金／農業近代化資金／経営体育成強化資金

女性農業者や農業後継者が当該資金の貸付を受けようとする場合、家族経営協定を結んでいることを要件の一つとしています。

家族経営協定は、農業委員会では、事前のご相談から協定書作成までお手伝いします。まずは、地域の農業委員にお尋ね下さい。

# 農業者年金 しっかり積立て、がっちりサポート 安心で豊かな老後を

## 農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く。）であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

## 保険料は自分で選べ、いつでも見直しができます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万円～6万7千円の間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

## 税制面で大きな優遇措置があります

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益（保険料の運用益）は非課税です。将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。

## 少子高齢時代に強い年金。年金資産は安全性を重視して運用しています

自ら積み立てた保険料とその運用益（付利）により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

※ 年金の運用は、安全性を重視した運用方法が特徴であり、準備金の仕組み等も導入されています。

## 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族（死亡者の死亡時に同一生計であった配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位）に死亡一時金として支給されます。

## 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

# 農業後継者対策推進協議会の 本年度の取り組み

## ◆執行体制

各機関・団体の代表者で構成する「役員会」と事務担当者による「幹事会」、各地域において情報提供やお世話活動をいたたく「推進員」(八名)により本年度も後継者対策を進めます。

## ◆協議会の財政

町と農協からの補助金(各一二五万円)で運営します。

## ◆主な事業内容

・農業実習生の受け入れ  
 問い合わせ件数は大変少なくなっていますが、募集方法を見直しながら、後継者の配偶者候補となる受入れを継続します。

## ◆各種交流会の開催

できるだけ多くの出会いの機会を設けるため、北海道十勝農業青年との交流会をはじめとする各種交流会を開催し、JA青年部等が主体的に取り組む事業にも支援します。

## ◆結婚祝い金の支給

農業後継者が結婚した場

合に、費用の一部助成として、お祝い金を支給します。

## ◆結婚仲介者への謝礼

農業後継者への結婚を仲介した又は情報の提供により成婚に至った場合には、仲介謝礼金を支給します。

## 平成二七年度の予定事業

### 【北海道十勝農業青年との交流会】

- ・期日／一月二七日(金)／三〇日(月)三泊四日
- ・会場／大阪市

### 【管内女性との

- ・カップリングパーティー】
- ・期日／一二月開催予定
- ・会場／帯広市

### 【農業青年婚活交流会】

- ・期日／一二月四日(金)／五日(土)一泊二日
- ・会場／札幌市

### 【オールとかち札幌交流会】

- ・期日／一月三〇日(土)／三一日(日)一泊二日
- ・会場／札幌市

独身の農業後継者の皆さんの参加をお待ちしています。

交流会について、詳しい内容を知りたい方は農業委員会までご連絡をお願いします。  
 TEL 二一四二九八



平成26年11月 北海道十勝農業青年との交流会

## 活動日記

- |  |   |
|--|---|
| <p>[1月]</p> <p>8日 第4回農業委員会だより編集委員会</p> <p>17日 ALLとかち札幌交流会</p> <p>20日 全道農業者年金研究会</p> <p>23日 第10回農業委員会総会<br/>第12回農地委員会</p> <p>30日 地区別農業委員会会長・事務局長研修会</p> <p>[2月]</p> <p>13日 十勝農委連農業委員会会長・代理・事務局長研修会</p> <p>20日 第11回農業委員会総会</p> <p>24日 北十勝一市三町農業委員会事務局職員研修会</p> <p>[3月]</p> <p>16日 農業後継者対策講演会</p> <p>23日 第12回農業委員会総会</p> <p>25日 家族経営協定調印式</p> <p>26日 北海道農業会議総会</p> <p>[4月]</p> <p>17日 地区別農業委員会会長・事務局長会議／十勝農委連通常総会</p> <p>20日 第1回農地委員会</p> | <p>23日 農業後継者対策推進協議会総会</p> <p>28日 第1回農業委員会総会<br/>農業者年金協議会代議員会<br/>第2回農地委員会</p> <p>[5月]</p> <p>25日 第2回農業委員会総会</p> <p>27日～29日 全国農業委員会会長大会／北海道選出国議員要請集会</p> <p>[6月]</p> <p>8日 第3回農地委員会</p> <p>19日 農業委員会OB会総会</p> <p>23日 全道結婚相談研究協議会</p> <p>25日 第3回農業委員会総会</p> <p>[7月]</p> <p>7日 第4回農地委員会</p> <p>16日 新規就農者激励会</p> <p>21日～23日 農業委員道内視察研修</p> <p>27日 第4回農業委員会総会<br/>第1回農業委員会だより編集委員会</p> |
|--|---|

## 北海道十勝農業青年との 交流会の開催

今年で22回目を迎える「北海道十勝農業青年との交流会」は、本年11月28日～29日の2日間で開催します。この交流会は、音更町・土幌町・鹿追町・上士幌町の四町合同の開催となります。

今回も大阪市梅田を会場とした交流会を開催する予定で準備が進められています。

大阪でのきっかけづくりを希望する独身の農業後継者の皆さんの参加をお待ちしています。

お問い合わせは、  
 農業委員会事務局 (TEL 2-4298) まで

### 編集後記

◆収穫のこの季節、農作業機による事故や交通事故には十分に注意しながら作業されますようお願いいたします。

農業委員会だより編集委員会 編集委員長：石川 信 幸 編集委員：菅原 研 橋本 正 則

公開情報 上士幌町ホームページ (http://www.kamishihoro.jp/) 内[組織 / 農業委員会]よりご覧いただけます。